

彩都東部書庫及び武庫川団地内書庫不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務入札説明書

独立行政法人都市再生機構が発注する彩都東部書庫及び武庫川団地内書庫不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務の一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

1. 入札等実施要領
2. 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
3. 入札心得書
4. 提出書類一覧
5. 競争参加資格確認申請書（様式1）
6. 入札書（様式）
7. 入札用封筒（様式）
8. 使用印鑑届及び委任状（様式）
9. 契約書（案）
10. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
11. 仕様書（別冊）

平成30年12月27日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

## 1 入札等実施要領

### 1. 契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 新居田 滝人

### 2. 調達内容

#### (1) 調達件名

彩都東部書庫及び武庫川団地内書庫不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務 一式

#### (2) 調達案件の内容等

入札説明書による。

#### (3) 履行場所等

入札説明書による

#### (4) 業務実施期間

入札説明書による

#### (5) 入札方法

入札金額は、分別、積込、運搬、溶解、廃棄処分等に係る費用一式を見積もるものとする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3. 入札説明書等に対する質問書の提出及び回答

(1) 入札説明書及び仕様等に対する質問は、次に従い、「質問書（任意様式）」の提出により行うものとする。

- イ) 提出期限 平成31年1月18日（金）午後5時  
（土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- ロ) 提出方法 持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「質問書在中」と朱書きすること。
- ハ) 提出場所 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

ニュータウン業務部業務管理課 電話 06-6346-7834

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

- イ) 閲覧期間 平成31年1月22日（火）から平成30年1月30日（水）まで  
（土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、  
正午から午後1時の間を除く。）
- ロ) 閲覧場所 3(1)ハに同じ。

#### 4. 入札書等の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 平成30年1月29日（火）午後3時
- (2) 提出方法 持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- (3) 提出場所 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課  
電話06-6969-9019

#### 5. 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年1月30日（水） 午前11時
- (2) 場所 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 2階入札室
- (3) 本入札において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は当該手続きを中止して、再公募を実施する。
- (4) 入札執行回数は原則として2回を限度とする。

#### 6. 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 7. 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 8. 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9. 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

10. 手続きにおける交渉の有無

無

11. 契約書作成の要否等

要

12. 支払条件

完了払い

13. 問い合わせ先

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号  
独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
ニュータウン業務部業務管理課 電話06-6346-7834

**2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務**

1. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 入札書受領期限の日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。
  - (イ) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
  - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (ハ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(へ) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者

(定義については当機構ホームページ「入札・契約情報

<http://www.ur-net.go.jp/order/> 参照)

(ト) (イ)～(へ)に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人支配人その他使用人として使用した者

(チ) (イ)～(ト)に該当する者を入札代理人として使用する者

(リ) 落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者

(ヌ) 不誠実な入札又は見積りをなしたと認められる者

④ 入札書受領期限の日において、当機構西日本支社から指名停止を受けている者

(2) 次の要件を満たしている者であること。

イ 平成29.30年度独立行政法人都市再生機構西日本支社の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85

独立行政法人都市再生機構 西日本支社 総務部 契約課

電話 06-6969-9019

ロ 排出場所及び排出場所から中間処理場を経由する場所の許可権者である府県知事又は市長から産業廃棄物収集運搬業許可を受けている証明書、若しくは産業廃棄物収集運搬業許可を受けている者と締結している産業廃棄物収集・運搬基本契約書を証明するもの、又は当機構に仲介できる産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者の証明書を提出すること。

ハ 中間処理場が存する場所の許可権者である府県知事又は市長から産業廃棄物処分業許可を受けている証明書、若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けている者と締結している産業廃棄物処分委託基本契約書を証明するもの、又は当機構に仲介できる産業廃棄物処分業の許可を受けている者の証明書を提出すること。

## 2. 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、上記1(2)のイ～ハに掲げる競争参加資格確認を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書(別記様式1)に必要書類を添えて提出しなければならない。このとき、上記1(2)イに掲げる要件を満たしていない者も、競争参加資格審査申請書を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に競争参加することができる。ただし、入札の時点までに当該要件を満たさなかったとき

は、提出された入札書等を無効とする。

① 提出期間

平成30年12月27日（木）から平成31年1月10日（木）までの土曜日及び日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 提出場所

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
ニュータウン業務部業務管理課

③ 提出方法

競争参加資格確認申請書（別記様式1）及び必要書類の提出は、あらかじめ提出日時を連絡の上、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

- (2) 「申請書」は複写して2部（1部は受付控えとして返却する。）提出すること。併せて平成29.30年度物品等に係る競争参加資格確認通知書の写しを添付すること。なお、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載、簡易書留手数料分（392円）の切手を貼った長3封筒を提出すること。
- (3) 入札の前日までの間において、提出された証明書等の内容に関して当機構から照会があった場合には、十分な説明をしなければならない。
- (4) 競争参加資格の確認は「申請書」及び「必要書類」の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成31年1月17日（木）までに書面で通知する。

3. その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査等の対象としない。
- (6) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (7) 提出書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (8) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添 11による。

以 上

### 3 入札心得書

#### 入札心得書（物品購入等）

##### （目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する「彩都東部書庫及び武庫川団地書庫内不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務」に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

##### （入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札をしなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は封緘の上、入札参加者等の氏名を明記し、入札の掲示に示した時刻までに提出しなければならない。

3 前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。（送付先は 1 入札等実施要領 4 (3)）

4 前項の入札書及びその他提出書類について、入札の掲示に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者は暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものではないこと。また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約するものとする。

8 入札参加者等は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とする。

##### （入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札金額の記載を訂正したとき。

四 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を



行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後直ちに入札者の面前で最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。

ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに順ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申立)

第13条 入札参加者等は、入札後この心得書、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

## 入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
  - (1) 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
  - (2) 代理人の方が入札される場合：委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した本人確認書類(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した本人確認書類で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以上

4 提出書類一覧

## 提出書類一覧表

事業者名称： \_\_\_\_\_

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。この一覧表により提出漏れがな  
いか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し御提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項 番	書類名称 (※使用する様式)	提出 部数	備考	機構 使用欄
1	競争参加資格確認申請書 (別記様式1)	2部	複写の上2部(1部は受付控えとして返却)提出すること。	
2	競争参加資格認定通知書の写し	1部	有効期限内で業種区分「役務提供」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	産業廃棄物収集運搬許可を受けている証明書若しくは産業廃棄物収集運搬業許可を受けている者と締結している産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書を証明するもの又は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者を仲介できる業者の証明書	1部		
4	産業廃棄物処分業許可を受けている証明書若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けている者と締結している産業廃棄物処分委託基本契約書を証明するもの又は産業廃棄物処分業の許可を受けている者を仲介できる業者の証明書	1部		
5	使用印鑑届 (入札説明書「5 使用印鑑届及び委任状(様式)」)	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度当初入札参加時に契約担当役宛てに提出を要するもの</li> <li>・本届には、印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。</li> </ul>	

6	委任状 (入札説明書「5 使用印鑑届及び 委任状(様式)」)	1部	入札参加者以外の者が入札書等を持 参する場合及び開札に立ち会う場合に 必要。なお、当機構西日本支社へ年間 委任状を提出している場合、「代理人」 から「復代理人」への委任としているこ と。	
---	--------------------------------------	----	--	--

**【注意事項】**

- ・ 入札書は、競争参加資格の確認に係る通知を受領後に平成31年1月29日の所定の時刻までに提出していただきます。
- ・ 提出いただいた書類については、返却いたしかねますので、ご承知ください。

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 新居田 滝人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

実印

連絡者氏名

所属・電話番号

平成30年12月27日付で掲示のありました、彩都東部書庫及び武庫川団地書庫内不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務の競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等の1「競争参加資格」  
(2)イに定める競争参加資格認定通知書の写し
- 2 産業廃棄物収集運搬許可を受けている証明書若しくは産業廃棄物収集運搬業許可を受けている者と締結している産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書又は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者を仲介できる業者の証明書の写し
- 3 産業廃棄物処分業許可を受けている証明書若しくは産業廃棄物処分業許可を受けている者と締結している産業廃棄物処分委託基本契約書又は産業廃棄物処分業の許可を受けている者を仲介できる業者の証明書の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留分料金を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出願います。

## 入 札 書

総 額

金 〇〇〇〇〇 円也 (税抜き)

ただし、彩都東部書庫及び武庫川団地書庫内不要文書等の溶解等処分、  
図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務

入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

代理人

印

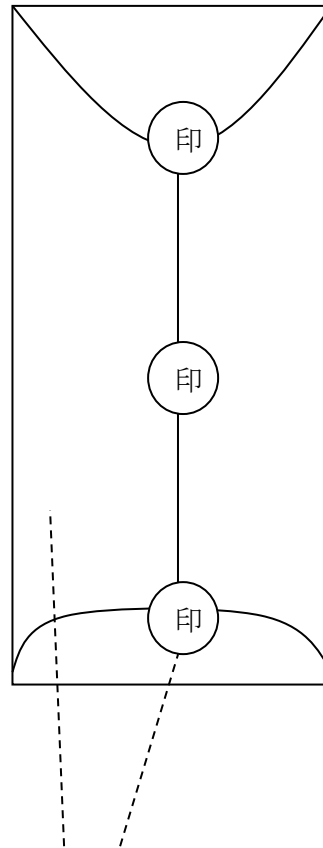
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
支社長 新居田 滝人 殿

7 入札用封筒 (様式)

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 新居田 滝人 殿 (件名 彩都東部書庫及び武庫川団地書庫内不要文書等の 溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務 入札書)
---

裏



委任している場合は、代理人の氏名または印

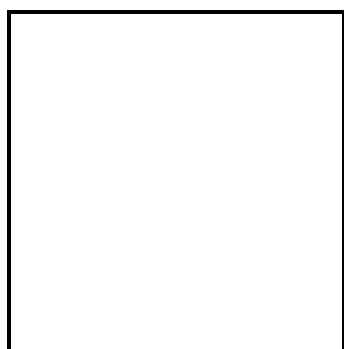


8 使用印鑑届及び委任状 (様式)

独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
支社長 新居田 滝人 殿

## 使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したいので、お届けいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号または名称

代 表 者 名

㊞

添付書類

- ・印鑑証明書原本 (1通)

# 委任状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構 西日本支社の発注する「彩都東部書庫及び武庫川団地内書庫不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務」に関し、下記の権限を委任します。

## 記

1. 入札に関する一切の件

2.

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

住 所  
氏 名

Ⓔ

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 新居田 滝人 殿

9 契約書 (案)

収入印紙  
貼付欄

## 業務委託契約書(案)

1 業務の名称

彩都東部書庫及び武庫川団地内書庫不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務

2 排出場所

イ 名称 独立行政法人都市再生機構西日本支社  
ロ 所在地 ①大阪府茨木市大字福井 彩都東部書庫  
②西宮市高須町一丁目 武庫川団地書庫

3 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 業務委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務について、排出事業者である委託者独立行政法人都市再生機構と収集運搬及び処分業者である受託者と  
は、次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 住 所 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社  
理事・支社長 新居田 滝人 印

受託者 住 所  
商 号  
代表者氏名 印

(総則)

第1条 受託者は、この契約書及び別添2仕様書の定めるところにより、委託者の彩都東部書庫及び武庫川団地内書庫から排出される不要文書等・図面等一般及び産業廃棄物等の分別、積込、運搬、溶解及び廃棄処分に関する委託業務（以下「委託業務」という。）を、頭書の業務委託料の範囲内で履行するものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第2条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、委託業務を履行しなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、委託業務の遂行にあたって【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令含む。以下「関係法令等」という。）】を遵守して、委託業務を行わなければならない。委託者もまた、排出事業者として関係法令等を遵守しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 受託者は、委託業務の履行を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡の制限)

第5条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(受託者の事業範囲及び許可証の添付)

第6条 受託者の事業範囲を証するものとして、本書に許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物等の種類、数量及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第7条 委託者が、受託者に収集運搬、溶解及び廃棄処分を委託する廃棄物等の種類、数量及びその他適正処理に必要な情報は、仕様書のとおりとする。

(収集・運搬又は処分料金及び支払い)

第8条 委託者は、委託業務が完了し、処分の対象物が産業廃棄物に該当するときは（以下「本契約において同じ」）、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、受託者が廃棄物等を確実に処分したことを確認したときは、業務委託料を受託者に支払うものとする。

2 受託者は、業務委託料については、委託業務の完了後、その支払請求書（当機構が必要とする項目を具備した様式）を委託者に提出するものとし、委託

者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受託者に支払うものとする。この場合において、受託者は、請求書に完了報告書等等機構が必要とする証拠書類を添付しなければならない。

- 3 前2項について、委託者の都合により、委託業務が数次に分かれて委託されるときは、当月末までに完了した委託業務に係る委託費を、受託者から請求を受けた日から30日以内に、委託者はこれを支払うものとする。

(積替え又は保管)

第9条 受託者は、委託者から委託された廃棄物等の積替え又は保管を行う場合は、関係法令等で定める保管基準を遵守し、かつ頭書3に定める履行期間内に確実に処分できる範囲で行う。

- 2 委託者は、受託者に処分を依頼する廃棄物等が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物等と混合することを可とする。

(マニフェスト)

第10条 委託者は、廃棄物等（特定家庭用機器廃棄物を除く。以下、この条において同じ。）の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載した後、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。

- 2 受託者は、廃棄物等の収集運搬終了後、マニフェストに必要事項を記載し、B2（収集運搬終了）票を収集運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともに、B1（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。
- 3 受託者は、廃棄物等の処分終了後、マニフェストに必要事項を記載し、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C1（処分業者保管）票及びC2（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。
- 4 受託者は、本契約に係る廃棄物等の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を委託者に送付する。
- 5 委託者は、受託者から送付されたB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

(最終処分に係る情報)

第11条 廃棄物等に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別添1の「【3. 最終処分に関する情報】」欄のとおりとする。

2 委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。

3 別添1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（委託者の義務と責任）

第12条 委託者は、受託者から要求があった場合は、第6条によるもののみならず、収集運搬又は処分を委託する廃棄物等の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受託者に通知しなければならない。

2 委託者は、委託する廃棄物の収集・運搬又は処分に支障を生じさせるおそれのある物質が廃棄物等に混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受託者は、当該廃棄物等の引き取りを拒むことができる。なお、受託者の業務に支障を生じた場合、委託者は、当該廃棄物等の処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（受託者の義務と責任）

第13条 受託者は、委託者から委託された廃棄物等を、収集運搬及び受託者の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。なお、この間に発生した事故については、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

2 受託者は、委託業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD（所分終了）票をもって代えることができる。

（諸費用等）

第14条 受託者は、この契約を実施するために必要となる備品、消耗品等を自らの費用負担により調達するものとする。

（委託業務責任者等）

第15条 受託者は、委託業務に関する委託業務責任者（以下「委託業務責任者」という。）及び担当者を定め、委託者に通知するものとする。

2 委託業務責任者は、委託者の指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

（指示者）

第16条 委託者は、委託業務の履行について、打ち合せ、指示などを行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(報告等)

第17条 委託者は、必要と認めるときは、委託業務の処理について、監督し、又は指導するものとする。

2 委託者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況の報告を求め、調査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

(委託業務の変更、中止等)

第18条 委託者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、履行期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。ただし、履行期間又は業務委託料の変更について、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 第3条の規定は、第1項の委託業務の内容の変更の場合に準用する。

(損害賠償)

第19条 受託者は、委託業務の実施につき、受託者の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第19条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号にお

いて「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

一 受託者の責めに帰する理由により、委託業務を履行する見込がないと委託者が認めたとき。

二 委託業務の履行に当たって不正又は不当な行為があると委託者が認めたとき。

三 その他この契約に違反したとき。

四 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。



- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の攻めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（委託者の都合による解除）

第21条 委託者は、前条第1項各号の場合のほか、委託者の都合により、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項に規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受託者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者が損害を被ったときは、委託者はこれを賠償しなければならない。ただし、その賠償額

は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の解除権)

第22条 受託者は、次の各号のいずれか該当する理由があるときは、この契約を解除することができるものとする。

一 第18条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、当初の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第18条の第1項の規定による委託業務中止の期間が、当初の履行期間の2分の1以上に達したとき

三 委託者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合には、委託者は、これによって生じた損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

(秘密の保持)

第23条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第24条 この契約について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

以 上  
以下余白

別添 1

【1 受託者の収集運搬に関する事業範囲】

受託者の事業範囲は、「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しのとおりとする。

【2 処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力】

受託者による処分は、「産業廃棄物処分業許可証」の写しのとおりとする。

【3 最終処分場の所在地、方法及び施設の処理能力】

番号	名称	所在地	方法	施設の 処理能力
				t/日

※【1. 収集運搬】及び【2. 処分】については受託者の許可証の写しを後日提出すること

※【3. 最終処分に関する情報】については、受託者と処分業者で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（または受領書）及び許可証の写しを後日提出すること

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収 入  
印 紙

排出事業者： \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と、  
収集運搬業者： \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、  
甲の事業場： \_\_\_\_\_ から排出される産業廃棄物  
(以下「産業廃棄物等」という。) の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結  
する。

第 1 条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その  
他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲) 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証  
するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記  
載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知すると  
ともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[一般]

許可市・町・村： _____	許可市・町・村： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

〔特管〕

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

2. (委託する産業廃棄物等の種類、数量及び単価)

甲が乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物等の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類： \_\_\_\_\_  
数量： \_\_\_\_\_  
単価（税抜）： \_\_\_\_\_

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物等が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

- ① 輸入廃棄物：無  
② 輸入廃棄物：有 \_\_\_\_\_

4. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物等を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所： \_\_\_\_\_  
許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業の区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_  
事業場の名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_

5. (積替保管) (注：契約当事者の都合により下記①②③のいずれかを選択すること)

- ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替えを行わない。
- ② 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③ 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないものとする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_

積替保管施設の所在地： \_\_\_\_\_

積替保管施設の保管上限： \_\_\_\_\_

### 第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物等の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物等の発生工程
- イ 産業廃棄物等の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物等の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物等の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物等の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物等のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物等について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書

を乙に提示する。

産業廃棄物等の種類： \_\_\_\_\_

提示する時期又は回数： \_\_\_\_\_

#### 第4条（甲乙の責任範囲）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物等を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物等の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物等の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### 第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物等の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4表、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

#### 第8条（業務の一時停止）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第9条（報酬・消費税・支払）

1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。

2 甲の委託する産業廃棄物等の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価（税抜）に基づき算出する。

3 甲の委託する産業廃棄物等の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により、不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することとができる。

#### 第10条（内容の変更）

甲及び乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。



### 第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

### 第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物等の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

#### （1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物等に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物等についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物等の収集・運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

#### （2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物等を、甲の費用をもって当該産業廃棄物等を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

### 第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対するの書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

産業廃棄物処分委託基本契約書

収 入  
印 紙

排出事業者：\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、  
処分業者：\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
甲の事業場：\_\_\_\_\_から排出される産業廃棄物  
（以下「産業廃棄物等」という。）の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

[一般]

許 可 市 町 村 : \_\_\_\_\_

許 可 の 有 効 期 限 : \_\_\_\_\_

事 業 区 分 : \_\_\_\_\_

廃 棄 物 の 種 類 : \_\_\_\_\_

許 可 の 条 件 : \_\_\_\_\_

許 可 番 号 : \_\_\_\_\_

〔産廃〕

〔特管〕

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_ 許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_ 許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業区分： \_\_\_\_\_ 事業区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_ 産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_ 許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_ 許可番号： \_\_\_\_\_

2 (委託する産業廃棄物等の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物等の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類： \_\_\_\_\_  
数量： \_\_\_\_\_  
単価(税抜)： \_\_\_\_\_

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物等が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 \_\_\_\_\_

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物等を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
処分の方法： \_\_\_\_\_  
施設の処理能力： \_\_\_\_\_

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物等の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力


## 6 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物等の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・

運搬業者が行う。

氏 名： \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 住 所： \_\_\_\_\_  
 許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_ 許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
 許可の有効期限： \_\_\_\_\_ 許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
 事業範囲： \_\_\_\_\_ 事業範囲： \_\_\_\_\_  
 許可の条件： \_\_\_\_\_ 許可の条件： \_\_\_\_\_  
 許可番号： \_\_\_\_\_ 許可番号： \_\_\_\_\_

## 第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物等の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物等の発生工程
- イ 産業廃棄物等の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物等の性状等の変更があつた場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物等の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等

の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物等の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物等のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物等について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_

提示する時期又は回数： \_\_\_\_\_

#### 第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物等を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物等の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物等の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### 第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

#### 第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物等の処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物等の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

#### 第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

#### 第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

#### 第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物等の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物等に対する本契約に基づく乙の業務

を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物等についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物等の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物等を、甲の費用をもって当該産業廃棄物等を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

### 第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

### 第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とす



る。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収 入
印 紙

排出事業者： \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
収集運搬及び処分業者： \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲の事業場： \_\_\_\_\_から排出される産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔一般〕

許可市・町・村： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

[特管]

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

◎処分に関する事業範囲

[一般]

許可市・町・村： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業範囲： \_\_\_\_\_  
廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

[産廃]

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： \_\_\_\_\_

[特管]

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_  
許可の有効期限： \_\_\_\_\_  
事業区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_

許 可 番 号 : \_\_\_\_\_ 許 可 番 号 : \_\_\_\_\_

2 (委託する産業廃棄物等の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物等の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種 類 : \_\_\_\_\_

数 量 : \_\_\_\_\_

単価 (税抜) : \_\_\_\_\_

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種 類 : \_\_\_\_\_

数 量 : \_\_\_\_\_

単価 (税抜) : \_\_\_\_\_

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物等が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 \_\_\_\_\_

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物等を次のとおり処分する。

事業場の名称 : \_\_\_\_\_

所 在 地 : \_\_\_\_\_

処 分 の 方 法 : \_\_\_\_\_

施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物等の最終処分 (予定) を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

--	--	--	--	--

6. (収集・運搬過程における積替保管)

(注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替えを行わない。
- ② 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③ 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物等を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物等の種類： \_\_\_\_\_

積替保管施設の所在地： \_\_\_\_\_

積替保管施設の保管上限： \_\_\_\_\_

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、産業廃棄物等の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
  - ア 産業廃棄物等の発生工程
  - イ 産業廃棄物等の性状及び荷姿
  - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - エ 混合等により生ずる支障
  - オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
  - カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
  - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物等の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。  
 なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物等の発生工程の変更による性状の変更や腐敗

等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物等のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物等について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事務所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物等の種類： \_\_\_\_\_

提示する時期又は回数： \_\_\_\_\_

#### 第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物等を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙において損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物等の種類もしくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物等の種類又は性状による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### 第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物等の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務については、マニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

#### 第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握したうえで、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物等の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物等の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

#### 第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

#### 第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

## 第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物等の処理が未だ完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

### （1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物等に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物等についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他に業者に委託する場合で、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物等の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

### （2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するものとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物等を、甲の費用をもって当該産業廃棄物等を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事漁場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

## 第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

## 第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。



本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

## 重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項

(定義)

第1条 委託者及び受託者が平成 年 月 日付で締結した「彩都東部書庫及び武庫川団地内書庫不要文書等の溶解等処分、図面等一般及び産業廃棄物の廃棄処分業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受託者が、本契約に基づく業務（以下「業務」という。）を実施するに当たり、重要な情報及び個人情報（第2条に掲げるものをいう。以下「重要な情報等」という。）を取り扱う場合は、次によるものとする。

(重要な情報等)

第2条 本契約における重要な情報等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 委託者の権利利益を侵害するおそれがある情報
- 二 業務を行うために委託者から提供を受けた個人情報
- 三 受託者が業務に関して知り得た個人情報

(重要な情報等の取扱い)

第3条 受託者は、重要な情報等の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、委託者又は個人の権利利益を侵害することのないよう、重要な情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、業務に関して知り得た重要な情報等を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第5条 受託者は、業務に関して取り扱う重要な情報について、漏えい、滅失及びき損の防止 その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 受託者は、業務を処理するために重要な情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た重要な情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため委託者から提供を受けた重要な情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等の制限)

第9条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務について、他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料の返還等)

第10条 受託者は、業務を行うため、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した重要な情報等が記録された資料等は、当該契約終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第11条 受託者は、本特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(管理状況の調査)

第12条 委託者は、受託者が業務を行うに当たり、取り扱っている重要な情報等の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、受託者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 委託者は、受託者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として、本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 住 所 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社  
理事・支社長 新居田 滝人

受託者 住 所  
商 号  
代表者氏名 印

## 10 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人が一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

### 1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

### 2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

### 3. 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

### 4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内